

別表

区 分	対象経費	対象機器等	補助額	補助上限額
介護ロボット 機器	備品購入費、使用料及び賃借料(3年以上のリース契約を締結するものとし、この場合の補助対象経費は交付決定日の属する月から令和6年3月分に係る費用に限る。)、需用費、役員費	移乗介護 (装着型・非装着型)	1 機器につき 100 万円を上限とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	1 法人につき 10,000 千円
入浴支援				
移動支援		1 機器につき 30 万円を上限とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額		
排泄支援				
見守り・コミュニケーション支援				
介護業務支援				
見守り機器の導入に伴う通信環境整備		<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi 環境を整備するために必要な工事や物品の購入等 ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム 	1 事業所につき 750 万円を上限とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	

〔備考〕

以下の経費は補助対象外とする。

- ・ 交付決定前に実施した事業に係る経費
- ・ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
- ・ 既に保有している機器等の廃棄に係る経費
- ・ 機器の設置にかかる建物の改修費
- ・ インターネット回線使用料等の通信費
- ・ 介護ロボットのメンテナンスに係る費用
- ・ 消費税及び地方消費税に係る経費
- ・ 振込手数料